

●香川県監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年6月10日

香川県監査委員	林	勲
同	鍋	嶋 明 人
同	山	田 正 芳
同	十	河 直

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 平成25年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
東讃保健福祉事務所	平成26年4月8日
中讃保健福祉事務所	平成26年4月9日
西讃保健福祉事務所	”
子ども女性相談センター (西部子ども相談センター)	平成26年4月11日
保健医療大学	”
川部みどり園	”
医務国保課	平成26年4月24日
障害福祉課	平成26年5月7日
子育て支援課	”
生活衛生課	”
薬務感染症対策課	平成26年5月8日
長寿社会対策課	”
健康福祉総務課	”
斯道学園	平成26年5月26日
障害福祉相談所	”
精神保健福祉センター	”
食肉衛生検査所	”

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

(ア) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料のうち継続分については、会計年度の初日から起算して30日以内に徴収する必要があるにもかかわらず、収入調定が10か月以上遅れている

ものがあつた。(医務国保課)

(イ) 証紙の消印日と証紙収納簿記載の収納日が一致していないものがあつた。(長寿社会対策課)

イ 支出について

(ア) 県内旅費について、旅行日から6か月以上遅れて請求されているものがあつた。(障害福祉課)

(イ) がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金について、額の確定が著しく遅延していた。(健康福祉総務課)

ウ 契約について

(ア) 消防設備等保守点検業務の委託に当たり、業務の内容について、契約書又は仕様書等において、新築した別館を含め、より具体的かつ明確に記載する必要があるがあつた。(子ども女性相談センター)

(イ) 修繕料については、事前に見積書を徴収して金額を算出することが困難な場合を除き、見積書を徴収する必要がある。(川部みどり園)

エ 物品について

(ア) 西部子ども相談センターにおいて、公用車の鍵の紛失が2件あつた。(子ども女性相談センター)

(イ) 借入物品であるファクシミリ及び電話機が借入品出納保管簿に登録されていなかった。(障害福祉課)

(3) 検討指示事項

該当事項なし